

佐倉市工事積算内訳公表要領

第1 公表の目的

公共事業の執行について、透明性を確保するために工事積算内訳を公表する。

第2 公表の内容

(1) 設計金額130万円を超える工事（随意契約を含む）を対象とする。

(2) 公表用の書式により公表する。

土木工事においては、設計書鏡、設計概要、内訳細別（新土木工事積算体系における細別）までとし、建築関連工事においては、設計書鏡、設計概要、科目内訳、中科目内訳までとする。

(3) 図面については、土木工事においては平面図、標準横断面図程度、建築関連工事においては配置図、平面図、立面図程度を添付する。

第3 公表方法及び場所

(1) 公表方法

公表の方法は閲覧方式とする。

書式は別添のとおりとする。

(2) 公表場所

事業担当課の閲覧場所を原則とする。

(3) 公表時期

請負契約締結後、速やかに公表するものとする。

(4) 公表期間

公表した翌月の末日までとする。

(5) 公表時間

開庁時間（平日8時30分から17時15分）を原則とする。

(6) 公表資料の管理・保管

公表資料の管理・保管は、事業担当課の職員（所属長が指名した者）が行うものとする。

閲覧時における公表資料の貸し出し、複写等を行わないものとする。

閲覧しようとする者は、閲覧申請書に必要事項を記載し、職員の承認を得て行うものとする。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から適用する。